

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

山口県平生町
平成20年3月

1 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員のデータ

区分	公務員					民間		
	平均年齢 (歳)	職員数 (人)	平均給料 月額 (百円)	平均給与 月額(A) (百円)	平均給与月額 (国ベース) (百円)	対応する 民間の類 似職種	平均年齢 (歳)	平均給与 月額(B) (百円)
平生町	41.4	8	2,479	2,814	2,679			
調理員	40.6	7				調理士	44.2	2,723
用務員	46.9	1				用務員	54.0	1,920
山口県	47.4	376	3,428	3,835	3,559			
国	48.8	5,193	2,871		3,205			
類似団体	49.6	13	2,731	2,920	2,836			

民間データは、平成19年7月3日に総務省が公表した「都道府県・指定都市の技能労務職員等の民間類似職種との比較」の山口県のものを使用。

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において、完全に一致しているものではない。

「平均給料月額」とは、平成19年4月1日における職種ごとの職員の基本給の平均。

「平均給与月額」とは、平均給料月額と月ごとに支払われることとされている全手当の額を合計したものであり、「平均給与月額(国ベース)」とは、公表されている国家公務員の平均給与月額には、時間外手当、特種勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで算出したものである。

類似団体の職員数は、町村類型「 - 2 」68団体の平均。

個人の月額が判明する場合は、個人情報保護の観点から、該当欄を()としている。

(2) 年齢別職員数

(単位:人)

区分	24歳～ 27歳	28歳～ 31歳	32歳～ 35歳	36歳～ 39歳	40歳～ 43歳	44歳～ 47歳	48歳～ 51歳	52歳～ 55歳	56歳～ 59歳	計
全体	1	1	2			2		1	1	8
調理員	1	1	2			1		1	1	7
用務員						1				1

データは平成19年4月1日のもの。

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

技能労務職給料表（国家公務員の行政職棒給表（二）の1級～4級を合成したもの。）を適用。

イ 昇給基準

毎年1月1日に前一年間の勤務成績に応じて、4号給（55歳を超える場合は2号給）を標準として昇給。

2 基本的な考え方

職員の定数管理については、第4次行政改革大綱実施計画に基づき退職者不補充としており、技能労務職員においては、平成13年度以降、新規採用を実施していない。

給与については、人事院勧告は民間に準拠しているとの判断から、国、県及び近隣自治体の動向を踏まえつつ、勧告を尊重した改正に取り組んでいく。

3 具体的な取組内容

給料表については、国に準拠したものであり、当面現行の給料表を踏襲するが、今後人事院勧告により国の給料表が改定となった場合は、同様の改定に取り組んでいく。

4 その他

技能労務職員については8人であり、今後も新規採用をしない場合、10年後には2人減少し6人となる。